

# 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例

平成 15 年 3 月 31 日

条例第 5 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

第 2 章 みんなで守るべき具体的事項(第 6 条～第 17 条)

第 2 章の 2 路上喫煙禁止区域(第 17 条の 2・第 17 条の 3)

第 3 章 推進組織(第 18 条)

第 4 章 雑則(第 18 条の 2～第 22 条)

第 5 章 罰則(第 23 条～第 25 条)

附則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現を目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。

(3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、ビニール袋その他これらに類する空き缶等以外の物をいう。

(4) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を収納するための回収容器以外の場所に空き缶等及び吸い殻等を捨てることをいう。

(5) 自動販売業者 自動販売機で飲食物を販売する者をいう。

(6) 落書き 公共の場所等に、塗料若しくは墨等により、みだりに文字、図形若しくは絵柄を書くこと、又は書かれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(7) 動物 犬、猫その他飼養を目的とした愛がん用動物をいう。

(8) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占用し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、まちの美化推進のために市民等及び事業者が守るべき事項に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、まちの美化推進について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者の自発的活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、まちの美化の推進に対する意識を高め、積極的にまちの美化活動に参加し、当該活動の充実に努めるものとする。

2 市民等は、市がまちの美化を推進するために実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、まちの美化活動の推進に努めるとともに、この活動について、従業員への意識の啓発に努めるものとする。

2 事業者は、市がまちの美化を推進するために実施する施策に協力するものとする。

## 第2章 みんなで守るべき具体的事項

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(消費者に対する意識の啓発等)

第7条 飲料、たばこ、菓子等その製品又はその製品の容器又は包装がごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(空き缶等及び吸い殻等の散乱防止)

第8条 土地所有者等(土地又は建物の所有者、管理者又は占有者をいう。)は、その所有し、管理し、又は占有する土地又は建物における空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第9条 自動販売業者は、規則で定めるところにより、飲食物を販売する場所に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(落書きの禁止)

第10条 何人も、落書きをしてはならない。

(落書きの消去)

第11条 市長は、落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(動物のふんの放置禁止)

第12条 何人も、動物のふんを放置してはならない。

(道具等の携行義務)

第13条 何人も、動物を公共の場所等に連れ出すときは、ふんを持ち帰るための道具等

を常に携帯しなければならない。

( 放し飼いの禁止 )

第 14 条 何人も、人に危害を与えるおそれがある動物 ( 規則で定めるものを除く。 ) を公共の場所等に連れ出すときは、放し飼いにすることなく、常に引き綱等により、係留しなければならない。

( 看板等の掲出禁止 )

第 15 条 何人も、まちの美観を損なうおそれのあるはり紙、はり札及び立看板をみだりに掲出してはならない。

( 路上喫煙の禁止 )

第 16 条 何人も、第 17 条の 2 に規定する路上喫煙禁止区域において喫煙 ( 火の付いたたばこを持つ行為を含む。以下同じ。 ) をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車 ( 道路交通法 ( 昭和 35 年法律第 105 号 ) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車 ( 道路交通法施行規則 ( 昭和 35 年総理府令第 60 号 ) 第 2 条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車 ( 以下「大型自動二輪車等」という。 ) を除く。 ) をいう。 ) の車内での喫煙については、この限りでない。

2 何人も、第 17 条の 2 第 1 項に規定する路上喫煙禁止区域以外の区域において、歩行中又は自転車等 ( 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車及び大型自動二輪車等をいう。 ) の運転中に喫煙をしないように努めなければならない。

( たん、つば等の禁止 )

第 17 条 何人も、公共の場所等で、みだりにたん、つば等を吐いてはならない。

## 第 2 章の 2 路上喫煙禁止区域

( 路上喫煙禁止区域 )

第 17 条の 2 市長は、喫煙を禁止する必要があると認める道路等の区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

( 路上喫煙禁止区域の変更等 )

第 17 条の 3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合については、前条第 2 項の規定を準用する。

## 第 3 章 推進組織

( 環境のまちづくりに関する推進委員 )

第 18 条 市長は、美しい環境のまちづくりに関する普及、啓発その他の事項を推進するため、環境のまちづくりに関する推進委員を置くことができる。

## 第4章 雑則

### (指導)

第 18 条の 2 市長は、第 16 条第 1 項の規定に違反している者に対して、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

### (勧告)

第 19 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定に違反している者に対して、同項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

### (命令)

第 20 条 市長は、第 6 条又は第 12 条から第 14 条までの規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

3 市長は、第 1 項の規定による命令（第 12 条から第 14 条までの規定に違反した者に対する命令に限る。）又は前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

### (立入調査)

第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に自動販売機が設置されている土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 罰則

### (罰則)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

( 1 ) 第 10 条の規定に違反した者

( 2 ) 第 20 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 24 条 第 20 条第 1 項の規定による命令(第 6 条の規定に違反した者に対する命令に限る。)に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

### (両罰規定)

第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 8 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。